

現在の事業系ごみ減量施策

1. 排出抑制・リサイクルに向けたガイドラインなどの作成

事業所における事業系ごみの適切な処理、ごみの減量及びリサイクルを推進していくための、10 分別の指針を策定。指針に基づいた「事業系ごみ 減量・リサイクルガイドライン」のパンフレットを作成し、配布。

2. 資源物の搬入規制

平成 17 年 10 月より新田・亀田の焼却施設で行っていた事業系古紙の搬入規制を、平成 20 年 6 月から市の全焼却施設に拡大。展開検査や目視検査を行い、リサイクルできる古紙が搬入された場合は、口頭指導や持ち帰り指導などを実施している。

3. 減量計画書などによる計画的な取り組みの促進

事業用大規模建築物の所有者等に対して、事業系一般廃棄物の減量及び適正処理を進めるために、「減量計画書」を作成し、提出を求めている。

1. 対象建築物

① 建築物における衛生的環境の確保に関する法律に規定する「特定建築物」

→ 事務所、店舗、興業場、集会場、旅館等の用途に供される部分の延べ面積が 3,000 m²以上の建築物

② 大規模小売店舗立地法に規定する大規模小売店舗及び新潟市大規模小売店舗等連絡協議会設置要綱に規定する中規模小売店舗

→ 店舗面積が 500 m²を超える小売店舗

2. 減量計画書の実績推移

(単位:t)

	平成 18 年	平成 19 年	平成 20 年	平成 21 年	平成 22 年
対象事業所数	492	480	482	461	472
減量計画書提出事業所数	492	422	424	437	466
提出率	100%	87.9%	87.9%	94.7%	98.7%
発生量実績	39,196.15	36,501.21	36,736.75	41,977.46	—
処分量実績	17,264.42	14,874.66	13,269.05	15,523.67	—
資源化実績	22,748.45	21,626.55	23,589.52	25,664.09	—
資源化率	58.04%	59.25%	64.21%	61.14%	—

※1 詳細別紙参照

※2 平成 22 年実績は、平成 23 年報告書にて報告のため、未集計

4. 市職員による排出業者訪問指導

事業用大規模建築物の所有者等から提出された「減量計画書」に基づき、対象事業所への訪問調査を実施し、事業系一般廃棄物の処理・再利用対象物の資源化・対象物の管理・取り組み状況について確認。また、減量計画書提出事業所以外の市内 15,000 事業所を対象に、平成 21 年度から平成 23 年度の 3 年間で訪問指導を実施。

① 減量計画書に基づく訪問指導の実績

	平成 19 年度	平成 20 年度	平成 21 年度	平成 22 年度
対象事業所	480	482	461	472
訪問実績	—	—	283	185

※平成 21 年度より専門指導員を 2 名配置し、訪問指導を実施

② 平成 21・22 年度指導状況

		平成 21 年度	平成 22 年度
訪問件数		283	185
問題なし		251	133
指摘事業所数		32	52
指 摘 内 容	資源化への実施・拡大指導 (缶・びん・蛍光管・プラスチック類・可燃物)	31	38
	資源物の適正保管の検討	1	6
	その他(委託先確認・啓発)	1	19

※ 指摘内容は、重複指摘あり。

③ 戸別訪問による排出指導(減量計画書提出事業所以外)

	平成 21 年	平成 22 年	平成 23 年(予定)	計
目標事業所数	3,000	6,000	6,000	15,000
訪問実績数	2,400	6,636	—	9,036
進捗状況	80%	110.6%	—	60.2%

※排出指導には「事業系ごみ 減量・リサイクルガイドライン」を使用している

なお、前述4施策だけでなく、変更した制度が現在も減量対策として機能。

自己処理責任の強化 (平成 20 年 6 月～)

事業者のごみは自己処理責任が原則であることから、事業系ごみの搬入手数料について、ごみ処理原価を徴収することを原則に 10kg あたり 130 円とし、地域間で異なっていた処理手数料を統一した。また、市による事業系ごみ収集を廃止し、ごみ処理業者による処理への移行を図った。